合唱団・獏　団規約

（名称）

第１条　団体の名称を、合唱団・獏 とする。

（所在地）

第２条　団体の事務所および所在地は代表者宅におく。

（目的）

第３条　本団は合唱を楽しみ、その技術の向上を図ると共に、活動を通じて仲間と共に純粋な音楽へのあこがれと歌う喜びを共有し、団員相互の親睦を深めることを目的とする。

（活動）

第４条　本団は合唱を通じて地域文化交流を行い、合唱の素晴らしさを広めるために活動する。

（事業）

第５条　本団は次の事業を行う。

1. 演奏会
2. 公的記念行事や文化事業への参加、他団体との行事賛助出演
3. コーラスダイアリーへの参加
4. アンサンブルコンテストへの参加（原則 3.開催以外の年）
5. 祭事・余興への参加
6. その他目的遂行に必要な事業

第６条　本団は岐阜県合唱連盟・中濃合唱連盟に加入し、当該の事業に参加する。

（総会）

第７条　総会は本団の最高議決機関とし、出席団員３分の２以上の賛成により決定する（委任状を含む）。本団の定期総会は年１回開催し、代表者がこれを招集する。

第８条　臨時総会は必要に応じて代表者がこれを招集する。

第９条　総会の議長は代表者がこれを任命する。

第１０条　定期総会は次の事項を決定する。

１．　事業および会計の報告

２．　役員の改選

３．　予算及び事業の計画

４．　演奏会実行委員会の決定

第１１条　役員会及び小役員会は必要に応じて代表者がこれを招集する。小役員会は必要に応じ役員の一部をもってこれを構成する。

（役員）

第１２条　本団に次の役員をおく。

１．代表者（団長）　１名

２．常任指揮者　１名

３．代表幹事（内政）　１名

４．幹事（行事、会計、情宣、団規約管理）　各１名以上

（役員の任務）

第１３条　役員の任務は次のとおりとする。

１．　代表者は本団を代表し、会議を統括する。

２．　代表幹事は年間行事計画の立案や調整、総会出欠、団運営の補助、団内外の調整を行う。

３．　各幹事は団の事務を各職務に分かれて担当する。

（役員の任期、選出）

第１４条　役員の任期は２年とし、再選は妨げない。

第１５条　役員は代表者及び代表幹事が推薦し、総会の承認により決定する。

（演奏会実行委員会）

第１６条　本団は演奏会のために実行委員会を置く。実行委員会は演奏会実行委員長を中心とした実行委員で構成され、演奏会についての事案を協議し決定する委員会である。

演奏会実行委員長は代表者（団長）が指名し、総会議決で着任する。

実行委員は総会で選任される。

※ 詳細は内規に従う。

（団員）

第１７条　本団の入団資格は、こよなく歌を愛するものとする。

第１８条　本団に入団を希望する者は試し期間１ヶ月の後、所定の入団申込書を添え申し込むものとする。

（休団措置）

第１９条　休団措置は以下のようにする。

１．休団とは、６ヶ月以上獏の活動に参加が困難な場合、活動復帰を前提として本団員として登録を継続している状態である。また、休団中は団員資格を有する。

２．通常の練習参加に支障の生じた本団員は、代表者に申し出、所定の用紙に申請を行うことによって一時的に休団期間に入ることができる。(Web 申請可)

３．休団期限を原則として１年以内とする。理由により延長も可とする。

４．前項で合唱団の役職等に就いている場合、代行を立てるか、新たな担当者を選任すること等により､その任を解除することができる。

５．休団を希望する者は、休団する月の１ヶ月前までに届けなければならない。但し、やむを得ない理由（病気・介護など）の場合はこの限りではない。

６．休団中の者は総会に参加することができる。

７．休団中の者が復団したい場合は、速やかに代表者に申し出る。

（退団措置）

第２０条　退団措置は以下のようにする。

１．本団から脱退するときは、代表者または代表幹事に申し出る。

２．団内の秩序を乱す団員に対しては、役員会の決議をもって退団させることができる。

３．団費を６ヶ月間以上滞納した場合、役員会の決議をもって退団扱いとすることがある。

４．退団の際に団費等の未払い金がある場合は支払いを求めるものとする。（口座振込・分割可）

（再入団の承認）

第２１条　退団措置を受けた者の再入団に関しては、代表者及び役員会の承認を得なければならない。なお、退団時に団費等の未払い金がある場合は支払いを求めるものとする。

（団費）

第２２条　団費は練習参加費ではなく、あくまで「団を維持する為の費用」との観点から全ての団員は支払いの責を負う。

第２３条　通常団費は以下のようにする。

１．　本団の活動運営のために、１ヶ月 1.500 円の団費を納入する。
（令和２年４月より暫定的に１ヶ月の団費を 1.000 円とする）
また楽譜代や雑誌書籍類、衣装代などの購入諸費用は別に納入するものとする。

２．　休団を希望する者は、休団期間中の団費の納入を停止することができる。なお、団費の支払停止は休団届と併せて代表者に申告すること。

第２４条　演奏会に関わる団費は以下のようにする。

１．　演奏会に関わる参加費用は団員一人あたり一公演10.000円とする。（チケット相当額）

２．　演奏上必要とされる諸費用は別に徴収するものとする。

３．　その他かかった費用は必要に応じて徴収する。

（通団）

第２５条　練習、演奏会及び会議等に際しては、特別な場合を除き、それぞれの場所での現地集合とし、通団に際しては各自の責任にて行動する。

（慶弔）

第２６条　慶弔は本人と配偶者のみとする。

第２７条　実情に応じ餞別・見舞金等必要と認められる場合は、役員会の同意により適当な金品を送ることができる。

（規約改正）

第２８条　本規約の条項については総会により改正することができる。

（会計）

第２９条　本団の経費は、団費・寄付金・補助金・謝礼金及び事業収入等をもって充当する。

第３０条　会計年度は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

（附則）

本規約は平成２９年１月７日より施行する。

平成２９年８月１９日改定

令和元年７月２７日再改定